

(接見メモ)

8月22日 被疑者接見

- ・被疑事実に間違はない。
- ・店の人に代金の支払を請求され、妻のへそくりのことが頭に浮かんだ。家に案内して、そのへそくりで払おうと思った。食べ物を注文する時には、空腹でそこまで頭が回らず。へそくりの具体的な場所や金額は今もわからない。
- ・警察には自ら連絡した。警察官を呼んだのも自分。家にも自ら案内した。
- ・しかし、家には結局お金はなかった。
- ・お金はほとんどない（150円くらい）。
- ・被害弁償は出来ない。妻に連絡すれば出来るかもしれない。
- ・しかし、妻は現在妊娠中。子供が生まれているかもしれない。
- ・子供が生まれているかどうかを教えてほしい。
- ・できれば、下着の差し入れがほしい。
- ・妻には本当にごめんなさいと伝えてほしい。
- ・調理師の免許があり、以前日本料理店で働いていたが、今年の3月に解雇され今は無職。
- ・「この料理店で働いていたとき、給与1か月分くらいが払われていなかったことがある。これを払ってもらえば、示談できるくらいの金になるかもしれない。その料理店と交渉してくれないか？」と質問された。「私は刑事弁護の担当だから、民事の問題には介入できない。」と答えた。
- ・「今回以外にも無錢飲食したことが何回がある。取調べでしゃべった方がいいか？」と質問された。「黙秘権がある。しゃべった場合でも、しゃべらなかつた場合でも、メリットとデメリットがある。自分でよく考えて欲しい。」と答えた。
- ・かなり反省している様子。もう二度としないと誓約。

同日 被疑者の妻へ連絡

- ・すでに子供は生まれている。
- ・名前は美月（みつき）。
- ・まだ実家であるが、10月上旬くらいに名古屋に戻る予定。
- ・両親とも話をして、今後のことを決めたい。

8月24日 捜査担当検事に電話

- ・捜査方針を確認する。
- ・被害弁償ができないと起訴は免れないと感触。

- ・被害弁償のため、被疑者の妻と打合せの必要有り。

8月27日 被疑者接見

- ・前日に妻から手紙が来た。
- ・離婚の話も書いてあった。妻の両親がかなり怒っているらしい。妻は、子供を出産後直ぐなので面会には来られないとのこと。
- ・妻は迷っている感じだった。
- ・借金は結構前から。もしかしたら、過払いが出ており、債務整理可能かも。
- ・生まれてきた子供のために、もう一度しっかり働いてやり直したい。
- ・調理師免許があるので、資格を生かして働きたい。
- ・借金も、弁護士さんにお願いをして債務整理をし、きちんと払っていきたい。
- ・母・姉とは音信不通。

8月29日 電話にて妻と打ち合わせ

- ・とにかく、両親が怒っていて、名古屋に帰さないと言っている。
- ・被疑者の妻も離婚を考えているようだ。
- ・ただ、子供のことがあり、踏ん切りが付かない。
- ・今の段階では被害弁償金は出せないとのこと。
- ・手詰まりの感がある。

8月30日 被疑者接見

- ・勾留延長がなされる模様。
- ・被害弁償ができない限り、起訴されるおそれが強いことを告げる。
- ・奥さんとの電話打合せの内容を告げると、かなり落ち込んでいた。
- ・奥さんに手紙を書いてみるとのこと。

9月6日 被疑者に呼ばれ、被疑者接見

- ・奥さんからの返事がない。
- ・これからどうなるのか、起訴後の内容を話す。

9月7日

- ・起訴される。

9月14日 公判記録の閲覧

- ・公判担当検事係に架電し、閲覧できる状態か（証拠わけが済んでいるか）確認。

事前研修刑事弁護起案資料

- ・記録閲覧。

9月21日 被告人接見

- ・警察、検察の調書にも間違はない。
- ・前の店にもう一度雇ってくれないか頼んでほしい。
- ・妻にももう一度やり直したいと頼んでほしい。

10月1日 「柔」（前の就労先へ連絡）

- ・雇うことはできない。
- ・ただ、彼は料理人としての腕はあるので、どこか雇ってくれることはあるはず。
- ・紹介することはできるかもしれない。

10月5日 被告人接見

- ・もし前の職場が働き口を紹介してくれるなら、どこにでも行く。

10月9日 被告人の妻から電話連絡

- ・両親を説得し、名古屋に戻って被告人に会ってきた。
- ・やはり、子供のこともあるためもう一度やり直すことにした。
- ・名古屋にこのまま残る。
- ・被害弁償金も出す。
- ・状況を教えて欲しい。

同日

- ・「イベン」に直接謝罪したい旨の連絡を入れたところ、快諾。
- ・15日に謝罪と被害弁償。

10月10日 妻と打ち合わせ

(詳細は別紙)

10月15日 妻とともに被害弁償

- ・被害店舗に謝罪。
- ・被害弁償は受け取ったが、他の知り合いの店舗でも無銭飲食をしていることから、すべての被害弁償をしないと許すことは出来ないとのこと。
- ・妻が情状証人OK。被告人の監督を誓約。

事前研修刑事弁護起案資料

10月17日 被告人接見

- ・被告人質問の最終打ち合わせ。
- ・公訴事実はすべて認める。
- ・書証はすべて同意予定。公判担当検事に通告。
- ・弁号証（書証）について公判担当検事に開示。
- ・証人尋問と被告人質問の予定を公判担当検事に通告。
- ・弁論要旨作成。

10月23日 公判担当検事より連絡

- ・検甲第3号証を追加で証拠取調べ請求したい。
- ・検甲第3号証の開示を受ける。証拠意見（予定）を伝える。
- ・弁号証の証拠調べ請求に対する証拠意見（予定）を通告される。